

令和2年3月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表②

(2月20日追加提出分)

行政経営課

目 次

| 議案番号 | 議 案 名 | 新旧対照表に記載している条例 | 頁 |
|--------|------------------------------------|------------------|---|
| 議案第23号 | 宇治市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を制定するについて | 宇治市組織条例 | 1 |
| | | 宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例 | 2 |

宇治市組織条例新旧対照表

| 現行 | | 改正案 | |
|-----------------|--|-----------------|---|
| 別表(第2条関係) | | 別表(第2条関係) | |
| 組織名 | 分掌事務 | 組織名 | 分掌事務 |
| 市長公室～総務部 | 略 | 市長公室～総務部 | 略 |
| 産業地域振興部 | (1) <u>文化及び自治の振興並びに広聴</u> に関すること。 (2)～(4) 略 | 産業地域振興部 | (1) <u>自治、文化及びスポーツの振興</u> に関すること。 (2) <u>広聴</u> に関すること。 (3)～(5) 略 |
| 人権環境部～都市 整備部 | 略 | 人権環境部～都市 整備部 | 略 |

宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>第1条 略 (使用の許可)</p> <p>第2条 ひろばの施設(以下「施設」という。)を使用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。許可された事項を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可に施設の管理上必要な条件を付することができる。 (使用の制限)</p> <p>第3条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が適当でないと認めるとき。</p> <p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第4条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用の許可を取り消し、使用を停止し、又は使用の条件を変更することができる。</p> <p>(1) この条例、この条例に基づく<u>教育委員会規則</u>又は<u>教育委員会</u>の指示に違反したとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> | <p>第1条 略 (使用の許可)</p> <p>第2条 ひろばの施設(以下「施設」という。)を使用しようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可された事項を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の許可に施設の管理上必要な条件を付することができる。 (使用の制限)</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が適当でないと認めるとき。</p> <p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用の許可を取り消し、使用を停止し、又は使用の条件を変更することができる。</p> <p>(1) この条例、この条例に基づく<u>規則</u>又は<u>市長</u>の指示に違反したとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> |

宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| (4) 前3号に掲げるもののほか、 <u>教育委員会が必要と認めるとき。</u> 2 前項の規定に基づく施設の使用の許可の取消し、使用の停止又は使用的条件の変更により生じた損害については、 <u>市</u> はその責めを負わない。 | (4) 前3号に掲げるもののほか、 <u>市長が必要があると認めるとき。</u> 2 前項の規定による施設の使用の許可の取消し、使用の停止又は使用的条件の変更により生じた損害については、 <u>本市</u> はその責めを負わない。 |
| 第5条～第7条 略 (指定管理者による管理等) | 第5条～第7条 略 (指定管理者による管理等) |
| 第8条 教育委員会は、ひろばの管理を行わせるため、地方自治法(昭和2年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、同条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を指定することができる。 2 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく <u>教育委員会規則その他教育委員会の定めるところに従い、ひろばの管理を行わなければならぬ。</u> 3 第1項の規定により指定管理者にひろばの管理を行わせる場合における当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。 (1)・(2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、 <u>教育委員会が定める業務</u> 4 第1項の規定により指定管理者にひろばの管理を行わせる場合における第2条から第4条までの規定の適用は、第2条、第3条並びに第4条第1項各号列記以外の部分及び第4号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同項第1号中「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」 | 第8条 市長は、ひろばの管理を行わせるため、地方自治法(昭和2年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、同条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を指定することができる。 2 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく <u>規則その他市長の定めるところに従い、ひろばの管理を行わなければならぬ。</u> 3 第1項の規定により指定管理者にひろばの管理を行わせる場合における当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。 (1)・(2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、 <u>市長が定める業務</u> 4 第1項の規定により指定管理者にひろばの管理を行わせる場合における第2条から第4条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。 |

宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p><u>とする。</u> (委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、ひろばの管理に関する事項は<u>教育委員会</u>が定める。</p> | <p>(委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、ひろばの管理に関する事項は、<u>市長</u>が定める。</p> |